

附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号。以下「条例」という。）第30条に規定する附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属機関等一覧)

第2条 附属機関等の庶務を担当する課等（以下「所管課」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した附属機関等の設置情報を作成し、公表するとともに、会議公開担当課に報告しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 所掌事務
- (3) 設置根拠
- (4) 設置の年月日
- (5) 所管課の名称
- (6) その他必要な事項

2 前項に規定する公表の方法及び公表の期間は、別表のとおりとする。

3 附属機関等に廃止、統合その他の変更が生じたときは、所管課（統合された場合にあつては、統合後の附属機関等の所管課）は、速やかに、変更後の附属機関等の設置情報を作成し、会議公開担当課に報告しなければならない。

(会議開催の事前公表)

第3条 所管課は、次の各号に掲げる事項を記載した附属機関等の会議の開催予定情報（以下「会議開催予定情報」という。）を当該会議の開催日の2週間前までに作成し、公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の区分
- (5) 傍聴者の定員及び傍聴の手續等（会議を公開する場合に限る。）
- (6) 非公開の理由（会議を非公開とする場合に限る。）
- (7) 連絡先

2 前項に規定する公表の方法及び公表の期間は、別表のとおりとする。

(傍聴に係る手續等)

第4条 三田市情報公開条例施行規則（平成15年三田市規則第20号）第15条第2項に規定する傍聴に係る手續及び傍聴する者（以下「傍聴者」という。）が遵守すべき事項は、別に定める附属機関等の会議の傍聴要綱（平成21年4月1日施行）に定めるところによる。

2 所管課は、可能な限り多くの傍聴席の確保に努めるものとする。

(会議資料の提供)

第5条 会議資料（条例第7条各号に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当するものを除く。）は、条例第30条の趣旨を踏まえ、各附属機関等が決定する方法により、傍聴者に対し提供するものとする。

2 前項に規定する会議資料の提供の方法は、会議の冒頭において、傍聴者に対し説明するものとする。

（会議録の作成等）

第6条 附属機関等は、会議終了後、速やかに、会議録を作成しなければならない。この場合において、当該会議録には、原則として、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 出席した附属機関等の委員の氏名
- (4) 出席した庶務職員の職及び氏名
- (5) 意見陳述等のために出席した者の氏名
- (6) 傍聴者の人数（会議を公開した場合に限る。）
- (7) 議題
- (8) 会議の内容（主な意見、結論等）
- (9) 会議の公開・非公開の区分
- (10) 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）
- (11) 使用した資料の名称
- (12) 連絡先
- (13) その他附属機関等が必要と認める事項

2 前項に規定する会議録の作成に必要な事項は、当該附属機関等が会議に諮って決定するものとする。

3 所管課は、公開した会議に係る会議録及び当該附属機関等への提出資料（以下「会議録等」という。）を公表するものとする。

4 前項に規定する公表の方法及び公表の期間は、別表のとおりとする。

（会議の概要の作成等）

第7条 附属機関等は、会議終了後、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した附属機関等の会議の概要（以下「会議の概要」という。）を作成し、公表するものとする。この場合において、当該会議の概要に非公開情報が含まれる場合は、〇〇表示等の方法により作成するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 出席した附属機関等の委員の氏名
- (4) 出席した庶務職員の職及び氏名
- (5) 傍聴者の人数（会議を公開した場合に限る。）
- (6) 議題
- (7) 会議の概要（結論）
- (8) 会議の公開・非公開の区分

(9) 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）

(10) 連絡先

2 前項に規定する公表の方法及び公表の期間は、別表のとおりとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開に関し必要な事項は、附属機関等が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年8月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）

	設置情報	会議開催予定情報	会議録等	会議の概要
公表の方法	ホームページへの掲載 所管課の窓口での閲覧			
公表の期間	通年	会議開催の2週間前から翌年度末日まで	公表した日から翌年度末日まで	